

使用者責任の要件

問題

従業員が仕事中に第三者に加えた損害について会社が使用者として責任を負うと聞きましたが、どのような場合に会社が責任を負うことになるのでしょうか。

1 使用者責任

民法715条1項は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と規定しています。

被用者の行為について使用者が責任を負う根拠として、使用者は被用者の活動によって事業範囲を拡大して利益を上げているため、利益の存するところに損失も帰せしめるという考え方（報償責任）と、人を使用して自己の活動範囲を拡大する場合には、社会に対する加害の危険を増大させるので、使用者が危険を支配する者として賠償責任を負うという考え方（危険責任）が挙げられます。

2 使用者責任の要件

使用者責任が認められる要件は①被用者と使用者の使用関係、②事業の執行について被用者の行為がなされること（事業執行性）、③被用者の行為により第三者に損害が生じることです。

民法715条1項但書では「ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と規定していますが、この但書の適用が実際には認められることはほとんどなく、但書により責任を免れることは困難です。

3 事業執行性の判断

事業執行性の判断は厳密に言えば、（ア）当該行為が使用者の事業の範囲であること、（イ）使用者が多数の者を使用し、被用者間で職務を分担させている場合には、当該行為が被用者の職務の範囲かという2段階に分けられます。

このうち、（ア）当該行為が被用者の行為が使用者の事業の範囲かどうかの点については、使用者の本来の事業そのものだけでなく事業と密接な関連を有する行為にも及ぶとされており、広く捉えられています。

（イ）当該行為が被用者の職務の範囲に属するか否かという点は、従来の判例では明確には述べられていませんでしたが、最高裁平成22年3月30日判決はこの点を明示しました。この判決は、貸金業を営む会社の従業員が、真実は自己が会社から横領した金員の穴埋めに充てる意図であったのに、第三者に対して会社の貸金の原資に充てると偽り第三者から金員を詐取した行為につき、会社が使用者責任を負うかが争われた事案についての判決です。原審（福岡高裁那覇支部）は、貸金原資の調達に貸金業者たる使用者の事業の範囲に属すると判断し、前記（イ）の点の検討をせずに従業員による金員詐取に事業執行性を認めましたが、最高裁は、会社の事業の執行につきなされたというためには、貸金の原資の調達が使用者である会社の事業の範囲に属するというだけでなく、これが客観的、外形的にみて、被用者である当該従業員が担当する職務の範囲に属するものでなければならないと判断し、本件貸金原資の調達は客観的、外形的にみて当

該従業員の担当する職務の範囲に属するとみる余地はないとして会社の使用者責任を否定しました。

この最高裁判決は、従来の判例で十分に議論されてこなかった（イ）の点を事業執行性の要素と明示して、事業執行性の判断枠組みを示したことに意義があります。

4 外形理論

使用者の事業の範囲又は被用者の職務の範囲については、事業又は職務の範囲内の行為だけでなく、事業又は職務の範囲そのものには属しないとしても、その行為の外形から観察してあたかも事業又は職務の範囲内の行為に属するものをも含みます。このような考え方は外形理論と呼ばれ、判例においてもこの外形理論を前提に判断がなされています。

たとえば、最高裁昭和32年7月16日判決は、手形振出事務を担当する会社の経理課長が代表取締役の印を盗用して会社名義の手形を偽造した事案について、「本件手形の振出行為が、外形上、被告会社の事業の範囲に属することはいうまでもない」と判示し、使用者責任を認めています。

そして、この外形理論に被害者側の悪意・重過失という要素をも考慮した判断もあります。最高裁昭和42年11月2日判決は、相互銀行の支店長が内規、慣行に違反して手形割引を受けた事案について、割引を依頼した被害者が、金融取引について相当の知識と経験を有すると推認され、自ら手形割引に直接関与し、取引経過を熟知していたとし、被用者のなした取引行為が、その行為の外形から見て、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合においても、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものでなく、かつ、その行為の相手方が右の事情を知らず、または、少なくとも重大な過失により右の事情を知らないで、当該取引をしたと認められるときは、その行為にもとづく損害は民法第715条にいう「被用者が其事業の執行に付き第三者に加えた損害」とはいえず、したがってその取引の相手方である被害者は使用者に対してその損害の賠償を請求することができないと判示しています。

5 使用者側の対応

以上のように、使用者責任は使用者の本来の事業のみならず、事業と密接な関連を有する行為についても対象となり、また、外形理論により被用者の職務でない行為についても対象となることがあります。前記最高裁平成22年判決により事業執行性の判断が精緻になったとはいえ、使用者は広い範囲で責任を負うものといえます。

使用者としては、従業員に職務を分掌させている場合は、それぞれの従業員の職務範囲を明確にし、かつ従業員の不正行為を予防する等の環境整備を行うことにより、従業員の職務範囲外の行為による損害について使用者責任を負う余地を減らすよう努めるのがよいでしょう。